

あなたのブロック塀、安全ですか？

◆ブロック塀等の除却工事費用に対する助成制度の御案内◆

京都市では、ブロック塀等の安全対策に係る支援制度を創設しております。この機会にしっかりと点検し、倒壊の危険性があるブロック塀は、至急、除却等の安全対策を行ってください！

制度が利用できる方

- 自己の所有するブロック塀等を除却する者（申請者自らが工事を行うものは対象外）
- 他者の所有するブロック塀等を所有者の同意を得て除却する者（ブロック塀等の関係者（近隣住民、管理者等）に限る。）

対象となるブロック塀等の形状

- 組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造）及び補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）で地面からの高さが1.0m以上のもの

対象となるブロック塀等の場所

- 道に面するもの
 - 公園、幼稚園、保育所、小・中・高等学校及び特別支援学校等に面するもの（これらの敷地内に存するブロック塀等は対象外）
- ※ 安全対策が必要なブロック塀等に限ります。

助成対象工事の要件

- 地面よりも上部に存するブロック塀等（基礎を除く。）の全部を除却する工事であること

助成金額

- 次の①～③に掲げる金額のうち、最も低い金額
 - ① 除却しようとするブロック塀等の長さ×8,000円/mを乗じた額
 - ② 除却工事費用（ブロック塀等の基礎及び附属物の除却費用を含む）の3分の2
 - ③ 15万円

【助成金額の計算例】長さ10mのブロック塀等の除却工事の場合

基準額①：10m（長さ）×8,000円 = 80,000円

基準額②：150,000円（見積金額） × 2/3 = 100,000円

基準額③：150,000円

⇒ 助成金額は、基準額①の80,000円となります。

受付期間

交付申請：平成31年4月8日（月）～平成32年3月2日（月）

実績報告：平成31年4月8日（月）～平成32年3月16日（月）

※ 予算がなくなった場合は、受付を終了することがあります。

本件に関するお問合せ先

京都市 ブロック塀等の支援窓口

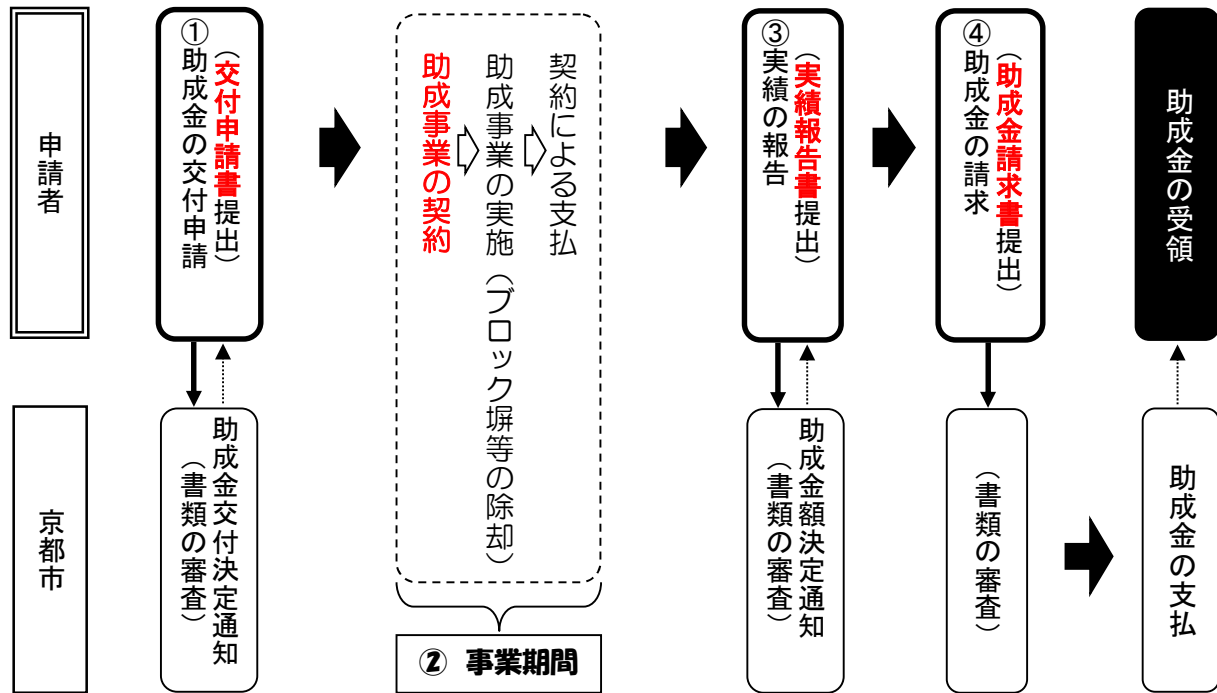
TEL : 075-222-3603

開設時間：午前9時～正午、午後1時～5時（土・日・祝日・年末年始を除く。）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 ブロック塀等支援窓口（建築安全推進課内）

主な手続の流れ



手続に必要な書類

助成金の交付申請

- ① 交付申請書 (★)
- ② ブロック塀等の除却前の全体の写真と写真撮影方向図
- ③ 安全点検 (※) の結果, 基準に適合していない部分の写真
※国土交通省による「ブロック塀等の点検のチェックポイント」に基づく点検
- ④ 付近見取図
- ⑤ ブロック塀等の位置, 長さ及び高さを記した資料 (配置図等)
- ⑥ 助成対象工事の見積書の写し
- ⑦ 所有者である旨の申告書
- ⑧ ブロック塀等の所有者の同意書 (必要な場合のみ)
- ⑨ その他市長が必要と認める書類等 (必要な場合のみ)

★印の書類は, 本市が所定の様式を定めており, 申請窓口で配布しています。また, 京都市ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000240176.html>

⚠ 注意事項

- 助成金の交付を受けるには, 原則, **交付決定の通知を受けた後に, 助成対象工事の契約をしていただく必要**があります!
- 助成事業は, **平成32年3月16日(月)までに完了し, 実績の報告**を行ってください。実績報告者は, 請負契約書等の書類が必要となります。
- 助成事業に係る消費税相当額は, 助成対象費用に含めることができません。

発行 京都市都市計画局建築指導部建築安全推進課
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL: 075-222-3613
FAX: 075-212-3657

京都市印刷物 第314050号 平成31年4月発行